

技能検定事務要領

(随時2級・随時3級・基礎級)



〒520-0865

滋賀県大津市南郷五丁目2番14号

電話 077 (533) 0850 / F A X 077-537-1351

ホームページアドレス <https://shiga-nokaikyo.or.jp/>

能力開発課

目 次

はじめに	3
技能検定実施職種（作業）について	4
第1章 技能検定受検の事務手続きについて	6
1 受検の流れ	6
2 事務手続き	7
(1) 受検者登録	7
(2) 受検日程の調整等	7
(3) 技能検定申請書等の提出（受検準備）	9
(4) 試験の実施	9
(5) 試験終了後の事務	10
第2章 試験の実施について	10
1 秘密の保持	10
(1) 秘密の保持義務	10
(2) 秘密を保持すべき事項	10
(3) 技能検定委員の秘密文書の取扱い	11
2 技能検定委員	11
(1) 技能検定委員とは	11
(2) 技能検定委員の推薦	11
(3) 技能検定委員の選任基準	11
(4) 技能検定委員に係る留意点	12
3 試験会場の準備と試験の実施	13
(1) 会場・設備、機器、採点器具等の準備、支給材料の調達	13
(別表) 技能検定試験において免許、特別教育等が必要な職種（作業）一覧	14
(2) 実技試験の実施	15
(3) 学科試験の実施	16
(4) 合格発表	16
(5) 支給材料費の請求	17
第3章 受検申請について	19
1 受検申請関係書類	19
(1) 随時2級・随時3級の受検申請書類	19
(2) 基礎級の受検申請書類	19
2 受検手数料の支払い	20
(1) 受検手数料	20
(2) 振込銀行口座	20
(3) その他	21
3 受検申請関係書類記載例	21
4 技能検定申請書等の入力または記入時の注意点	21
5 書類記入チェックシート	22

第4章 其他関連情報	23
1 よくある質問	23
2 過去問題等の提供	24
(1) コピーサービス	24
(2) ホームページ上での閲覧	24
3 実技試験材料の斡旋	24
様式等	25
技能検定 申請書 (記載例)	25
技能検定 申請書	26
技能検定 写真票 (記載例)	28
技能検定 写真票	29
基礎級 試験日程調整用紙 (記載例)	30
随時3級 (随時2級) (記載例)	31
試験日程カレンダー	32
令和5年度 (随時2級・随時3級・基礎級) 技能検定実施計画書 (記載例)	33
令和4年度 (随時2級・随時3級・基礎級) 技能検定実施計画書 ※R5より不要	34
推薦書・履歴書 (随時2級・随時3級) (記載例)	35
推薦書・履歴書 (随時2級・随時3級)	36
技能検定試験会場案内図 (記載例)	37
技能検定試験会場案内図	38
基礎級・随時3級・随時2級 技能検定試験問題コピーサービス申込書	39
金属プレス作業用金型 貸出し要領	42
技能検定試験報告書兼技能検定委員手当請求書	44
令和6年度 随時2・3級・基礎級 中央斡旋材料等一覧	45

はじめに

外国人技能実習生の技能検定（随時級等技能検定）の受検申請及び試験の実施に関する事項を本事務要領にまとめました。

随時級等技能検定は、本協会等で実施する一部の作業を除き、実習生受入企業を試験会場として、受入企業の機械設備等を利用し、個別に日程を調整して実施しています。

監理団体等（第一次受入団体）には、機械設備、測定器具、試験材料の調達等試験会場の準備、試験日程の調整に加え、令和2年度11月からは、随時2級、随時3級の一部の職種、作業について技能検定委員の推薦及び日程調整等について協力をお願いしております。

本冊子の要領に沿って事務手続きを進めていただき、円滑に試験が実施できますようご協力をお願いいたします。

滋賀県職業能力開発協会

技能検定実施職種（作業）一覧等について

実施職種（作業）一覧については、当協会のホームページの以下の場所をご参照ください。

なお、**基礎級の技能検定委員は当協会において予め選任しておりますので、検定委員の推薦は必要ありません。**

随時2級・随時3級について、一部作業で技能検定委員のお願いしておりますが、推薦が難しい場合は当協会へご連絡ください。

滋賀県職業能力開発協会
SHIGA VOCATIONAL ABILITY DEVELOPMENT ASSOCIATION

お問い合わせ

ホーム お知らせ 協会概要 事業のご案内 よくある質問

ホーム > 事業のご案内 > 技能検定 (外国人技能実習生対象)

能力評価試験

技能検定 (前期・後期) **技能検定 (外国人技能実習生対象)** コンピュータサービス 技能評価試験 ビジネスキャリア検定

技能検定 (外国人技能実習生対象)

▼ 申請書用紙 **▼ 要領、実施職種** ▼ コピー依頼書 ▼ 設備・機器貸出 ▼ 受検キャンセル ▼ よくある質問

事務要領、実施職種一覧等、その他書式

受検申請の流れ	📄	令和 7年度技能検定実施作業・会場一覧 (推薦委員要否)	📄
令和6年度随時級等技能検定事務要領 (随時2級・随時3級・基礎級)	📄	技能検定申請書 (技能検定写真票含む)	📄
試験会場案内図	📄	金属工業用金型貸出要領	📄
中央幹旋一覧	📄	多	📄

こちらをご参照ください。

適宜最新版へ更新していきます。

(空白ページ)

第1章 技能検定受験の事務手続きについて

1 受験の流れ

※ ○数字は説明番号

受入企業	監理団体等	外国人技能実習機構	職業能力開発協会
①委託 →	②受検者登録 →	③承認 ←	④受検者情報取得
←	→⑥試験日程調整 試験希望月の概ね3か月前 ・試験日程調整用紙送付	←	⑤受検案内 ・試験日程調整用紙 ・実技試験実施要領 ・実技試験問題
※事前準備 技能検定委員（候補者）の人選・設備、機器等が確保できる会場の手配 等			⑦試験実施日を決定 ・連絡（FAX等）
	⑧技能検定申請書等作成 ・技能検定申請書等 ・技能検定実施計画書 ・履歴書（検定委員が協会選任の場合不要） ・試験会場案内図 ・受検手数料の納付（写）	—【ダウンロード】→ 試験実施日決定後、速やかに送付 （試験実施日の30日前まで）	⑨受検票等送付 ・実技試験問題 ※検定委員委嘱状 採点基準 ↓（試験当日手渡し）
⑩受検準備 ←	←	←	⑩受検票等送付 ・実技試験問題 ※検定委員委嘱状 採点基準 ↓（試験当日手渡し）
・材料（前加工等含） ・工具類 ・実習生試験準備			技能検定委員
⑪受験 （協会 or 受入企業）	⑪受験 （協会 or 受入企業）		⑪試験実施 （協会 or 受入企業）
			⑫採点 ・結果報告 ・採点基準等返却
	⑭報告 ←	←	↓
←	→再受験の有無等調整 再受験の場合、協会へ連絡し、②以降の手続きへ	←	⑬確認 ・不合格の場合
		受検支援サイトへ 結果登録	⑮実施結果の報告 ←↓
	在留延長手続き等 ←	（1月後）	滋賀県商工観光労働部 労働雇用政策課
			⑯技能検定合格決定 ・合格証書送付 ※一部合格通知は協会で作成・送付

2 事務手続き

※P6「1. 受検の流れ」と併せてご覧ください。

(1) 受検者登録

- ① 受入企業から委託等を受けた監理団体等が②外国人技能実習機構の受検支援手続サイトから受検者情報を登録します。

※外国人技能実習機構の受検手続支援サイト (<https://www.juken.otit.go.jp/>)

(登録方法は、同サイトでマニュアルを確認)

[事前準備]

- ・ 技能検定委員(候補者)の人選(随時2級・随時3級で予め示した職種・作業(P4参照))
 - ※ 令和2年11月以降に実施する試験(令和2年10月1日以降に当協会から受検案内を行うものから)において、監理団体等からの技能検定委員の推薦により選任
 - ※ 基礎級及び上記以外の随時2級・随時3級の職種・作業は滋賀県職業能力開発協会(当協会)が技能検定委員を選任
- ・ 試験に必要な設備、機器等が確保できる会場の手配

※外国人技能実習生の受入企業が滋賀県外の場合については、該当する府県で受検ください。

(2) 試験日程の調整等

- ④ 当協会は、外国人技能実習機構に登録、承認された受検者情報を定期的に取り得します。
- ⑤ 当協会から外国人技能実習機構に登録された試験希望月の3か月前になりましたら、受検案内及び試験日程調整用紙、実技試験実施要領、実技試験問題(要領・問題は、監理団体、受入企業、検定委員で共用)を送付しますので、監理団体等は技能検定申請書、技能検定写真票、技能検定実施計画書、推薦書・履歴書、技能検定試験会場案内図等を当協会のホームページからダウンロードしてください。

(申請書及び写真票は当協会から送付する用紙に印刷(基礎級：もえぎ(緑)、随時3級：空(青)、随時2級：クリーム(黄)))

- ⑥ 監理団体等は受入企業と試験希望日程を調整し、試験日程調整用紙に記入の上、試験希望日の概ね2か月前に協会へ送付します。(FAX可)

基礎級 : 第3希望日まで提出(受検推奨時期：計画満了日の3か月前まで)

随時2級・3級 : 第3希望日までと検定実施不可日提出

(希望日に添えない場合、当協会が試験日を指定)

: テクノカレッジ米原等、特定の場所で試験を実施する場合(大工工事
構造物鉄工・型枠工事)：予め設定した日(2カ月に1回程度設定)

(随時2級：受検推奨時期：計画満了日まで)

(随時3級：受検推奨時期：計画満了日の6か月前まで(3号へ移行される場合))

※ 試験実施日の目安は、上記のとおりとなっておりますが、予約状況によっては実習期間終了の直前になることもありますので、ご了承ください。

※ 試験希望日の3か月以上前に、試験日の日程調整はできません。

(例：9/1～9/25→10月・11月の試験日程を調整・9/26～10/25→11月・12月の試験日程を調整(以降同様に調整))

- ⑦ 監理団体等から送付された試験日程調整用紙により試験実施日を決定し、FAX等により監理団体等へ連絡

※ 試験日程調整上の注意

ア 機械検査作業を受検される場合：午後からの試験実施

イ 10人以上で受検される場合・電子機器組立て作業(随時3級)：午前からの試験実施

ウ 受検後、合格証書を送付するまでに1か月程度、要するため、受検（再試験含む）時期を考慮願います。

エ 毎月初日（土日祝祭日を除く）・6月1週目・12月1週目：日程調整会議等がありますので、試験希望日程から除外してください。（P32 カレンダー参照）

オ 6月2週目～8月中旬頃まで：前期技能検定に射出成形機を使用しますので、随時2級、随時3級の射出成形作業の試験が当協会では実施できませんので、ご注意ください。

カ 早期の受検を希望される場合がありますが、十分な実習期間を確保した上で、受検してください。

第1号⇒第2号

入国		
↓		
第1号 技能 実習	1～2か月	⇒ 講習（原則2か月間）
	3～6か月	⇒ 受検申請連絡 監理団体⇒外国人技能実習機構⇒都道府県協会 ※遅くとも終了の6か月前まで
	7か月半	⇒ 第2号技能実習移行希望申請 監理団体⇒外国人技能実習機構
	9～10か月	⇒ 受検 ※受検は2回までとする ※第1号技能実習生は、原則として第1号技能実習期間の9月を経過した時点で検定等を受けること
	11～12か月	⇒ 在留資格変更の申請 （都道府県協会の合否判定後、速やかに都道府県協会⇒外国人技能実習機構に、合否判定の結果を通知。それと並行して、都道府県⇒監理団体に、合格証書を送付）

↓

第2号技能実習

第2号⇒第3号

第2号 技能 実習	1～12か月	⇒ 受検申請連絡 監理団体⇒外国人技能実習機構⇒都道府県協会 ※遅くとも終了の12か月前まで
	13～16か月	
	13～16か月半	⇒ 第3号技能実習移行希望申請 監理団体⇒外国人技能実習機構
	13～22か月	⇒ 受検 ※受検は2回までとする ※第2号技能実習生も、原則として第2号技能実習期間の18月を経過した時点で検定等を受けること
第2号 技能 実習	23～24か月	⇒ 在留資格変更の申請 （都道府県協会の合否判定後、速やかに都道府県協会⇒外国人技能実習機構に、合否判定の結果を通知。それと並行して、都道府県⇒監理団体に、合格証書を送付）

↓

一旦帰国
（1か月以上）
（第3号技能実習
開始前又は開始後
1年以内）

特定技能1号

第3号

第 3 号 技 能 実 習	1～12 か月	⇒	受検申請連絡 監理団体⇒外国人技能実習機構⇒都道府県協会 ※遅くとも終了の12か月前まで
	13～22 か月	⇔	受検 ※受検は2回までとする
	23～24 か月	⇒	(都道府県協会の合否判定後、速やかに都道府県協会⇒外国人技能実習機構に、合否判定の結果を通知。また、都道府県⇒監理団体に、合格証書を送付)
↓		↘	
帰国			特定技能1号

(3) 技能検定申請書等の提出（受検準備）

- ⑧ 試験実施日が決まりましたら、速やかに（試験実施日の30日前まで）技能検定申請書、技能検定写真票、推薦書・履歴書（技能検定委員推薦の場合のみ）・試験会場案内図を作成の上、協会へ送付し、併せて受検手数料を納付（振込用紙の写し等送付・P20・2. (1) 注意要）します。
- ⑨ 当協会は、⑧が送付された後、速やかに（試験実施日の概ね30日前まで）に受検票を作成し、実習生分の実技試験問題とともに監理団体等へ送付しますので、受入企業へ関係書類をお渡しください。
- ※ 試験当日、受検票及び実技試験問題（書き込みしていないもの（一部書き込み可の作業有））、筆記具等は、試験当日必ず持参ください。
- また、推薦のあった技能検定委員の委嘱状、技能検定試験報告書兼技能検定委員手当請求書を技能検定委委員へ送付します。
- ⑩ 受入企業は、関係書類を確認し、材料、工具等、試験に必要なものを準備するとともに、実習生への研修、機械設備の確認等、受検準備をしてください。

(4) 試験の実施

- ⑪ 当協会又は受入企業において、技能検定委員は、実技試験問題に基づき実技試験を行い、その後、協会職員等が学科試験を実施します。
- ⑫ 技能検定委員は、試験終了後、採点を行い、採点基準等（当日手渡し）、全ての書類及び「技能検定試験報告書兼技能検定委員手当請求書」（P44）を協会職員等へ手渡してください。
- ⑬ 当協会にて採点結果を確認し、受検した試験が合格点に満たなかった場合は、再受検の日程調整のため、原則として試験日から1週間以内に監理団体等へ連絡します。
- （試験実施日の翌週中に外国人技能実習機構の受検手続支援サイトに合否登録を行いますので、当協会への電話での問い合わせはご遠慮願います。）
- 実技試験、学科試験の一方又は両方の不合格者は、1回に限り再受検することができますので、監理団体等は、⑬試験結果を受入企業へ連絡し、再受検の有無を決定し、再度受検される場合は、(1)からの手順と同様の受検手続きを行ってください。
- ※ 学科試験のみの場合は、当協会にて実施します。
- ※ 基礎級は、再試験が不合格の場合、技能実習1号から2号への移行はできません。随時3級は、再試験で実技試験が不合格の場合、技能実習2号から3号への移行ができません。十分な試験対策を行い、受検されますようお願いいたします。

(5) 試験終了後の事務

- ・ 当協会は、⑮受検結果を取りまとめて（原則として1週間分を翌週）滋賀県へ報告し、滋賀県（商工観光部労働雇用政策課）において、⑯合格決定を行い、合格証書を監理団体等へ送付します。

※一部合格通知（実技・学科それぞれのみ）は当協会で作成し、監理団体等へ送付します。

※受検結果は、外国人技能実習機構の受検手続支援サイトへ併せて登録します。

- ・ 当協会は一部の職種・作業において、試験実施にかかる支給材料費を1月毎に取りまとめて監理団体等へお支払いしておりますので、請求用紙が届きましたら、内容を確認し、押印の上、当協会まで返送してください。（詳細はP 17 参照）

第2章 試験の実施について

1 秘密の保持

故意、過失を問わず、検定秘が外部に漏洩してしまうと、当県のみならず、他都道府県で実施された同作業の技能検定試験の有効性が問われる可能性があり、その影響は多大なものとなります。技能検定の実施に携わる者及び携わった者は、職務上知ることができた秘密事項について、次のとおり秘密保持義務が課されますので取り扱いには十分にご留意ください。

(1) 秘密の保持義務

職業能力開発促進法第100条により、下記の同法第89条第1項の規定に違反した者は、6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。

職業能力開発促進法（抜粋）

（都道府県協会の役員等の秘密保持義務等）

第八十九条 都道府県協会の役員若しくは職員（都道府県技能検定委員を含む。）又はこれらの職にあつた者は、第八十二条第二項の規定により都道府県協会が行う技能検定試験に関する業務に係る職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 第八十二条第二項の規定により都道府県協会が行う技能検定試験に関する業務に従事する都道府県協会の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(2) 秘密を保持すべき事項

- ① 実技試験の試験問題及びその正解並びに学科試験の試験問題及び正解。
ただし、事前に公表したもの及び試験終了後公開したものを除く。
- ② 実技試験採点基準（実技試験採点用紙及び得点表を含む。）
- ③ 実技試験及び学科試験の答案。
- ④ 実技試験の作品、ただし、採点を終えた後は受検者に返却することとされているものであって、当該採点を終えたものを除く。
- ⑤ 技能検定試験の可否、ただし、合格発表したものを除く。

《随時試験の留意点》

また、都道府県協会の可否判定後の可否情報について、外国人技能実習機構が運営する受検手続き支援サイトへ登録する場合及び、技能実習関係者に通知する場合は、秘密事項に該当しないものとする。

- ⑥ 受検者の氏名、ただし、合格発表に用いたものを除く。
- ⑦ 受検者の得点、ただし、合格発表後受検者個人の得点をその本人に知らせる場合を除く。

- ⑧ その他受検者の職歴（学歴、訓練歴を含む。）、所属事業所等、個人情報であって、当該個人を特定できる可能性があるもの。
- ⑨ その他厚生労働省人材開発統括官、都道府県知事、中央協会会長又は都道府県協会会長が秘密事項に定めたもの。

(3) 技能検定委員の秘密文書の取扱い

- ① 当該文書の複製や内容転記等を行わないこと。
- ② 当該文書を第三者に見られる恐れのある場所に放置しないこと。
- ③ 当該文書の持ち運びには、紛失等の事故が無いように十分注意すること。
- ④ 当該文書の紛失等の場合は、その旨を速やかに当協会に報告すること。

※以上に反した場合は、技能検定委員を解任されることがあります。

2 技能検定委員

(1) 技能検定委員とは

実技試験会場における実技試験の実施の任にあたり、試験会場における設備の点検、受検者に対する指示、採点等を行う者です。技能検定委員は、「技能検定に関し高い職見を有する者であって、当該検定職種（作業）について専門的な技能、技術又は学識経験を有する者」の中から当協会会長が選任し、その身分は当協会非常勤職員となります。

(2) 技能検定委員の推薦

技能検定委員は、随時2級及び随時3級の一部の職種、作業（P4：令和6年度技能検定実施職種（作業）一覧等）について、(3)の技能検定委員の選任基準に該当する方を監理団体等から推薦いただき、書類審査（履歴書）の上、当協会会長が選任します。

(3) 技能検定委員の選任基準

① 基礎級の技能検定委員

当協会ですべて選任しておりますので、監理団体等から推薦いただく必要はありません。

② 随時2級の技能検定委員

ア 当該検定職種（作業）の特級、1級又は単一等級の技能検定に合格した者であって、当該検定職種（作業）に関し15年以上の実務経験又は教育訓練の経験を有する者（技能系）

イ 次のいずれかに該当する者であって、当該検定職種（作業）の特級、1級又は単一等級の技能検定に合格した者と同等以上の技能又は技術を有する者。

- ・ 事業所等において、当該検定職種（作業）に関する管理部門、技術部門若しくは教育訓練部門の課長級以上の地位にある者又はこれらの地位にあった者（技術系）
- ・ 短期大学（高等専門学校及び旧専門学校を含む。）以上の学校、応用課程若しくは専門課程の高度職業訓練（旧養成訓練を含む。）、特定応用課程若しくは特定専門課程の高度職業訓練又は指導員養成課程若しくは高度養成課程の指導員養成訓練（旧指導員訓練を含む。）において、当該検定職種（作業）に関する学科を修めて卒業又は修了し、その後当該検定職種（作業）に関し10年以上の学識経験を有する者（学識経験には、学校、職業能力開発校（旧職業訓練校を含む）、職業能力開発大学校等において教育・訓練を行った経験を含む）（学識系）

ウ 上記ア又はイに掲げる者と同等以上の技能、技術又は学識経験を有する者。

③ 随時 3 級の技能検定委員

ア 当該検定職種（作業）の特級、1 級の技能検定に合格した者であって、当該検定職種（作業）に関して 5 年以上の実務経験又は教育訓練の経験を有する者。（技能系）

イ 次のいずれかに該当する者であって、当該検定職種（作業）の特級、1 級の技能検定に合格した者と同等以上の技能又は技術を有する者。

- ・ 事業所等において、当該検定職種（作業）に関する管理部門、技術部門若しくは教育訓練部門の課長級以上の地位にある者又はこれらの地位にあった者。（技術系）
- ・ 短期大学（高等専門学校及び旧専門学校を含む。）以上の学校、応用課程若しくは専門課程の高度職業訓練（旧養成訓練を含む。）、特定応用課程若しくは特定専門課程の高度職業訓練又は指導員養成課程若しくは高度養成課程の指導員養成訓練（旧指導員訓練を含む。）において、当該検定職種（作業）に関する学科を修めて卒業又は修了し、その後当該検定職種（作業）に関し 5 年以上の学識経験を有する者（学識経験には、学校、職業能力開発校（旧職業訓練校を含む）、職業能力開発大学校等において教育・訓練を行った経験を含む）（学識系）

ウ 当該検定職種（作業）の 2 級の技能検定に合格した者であって、当該検定職種（作業）に関し 10 年以上の実務経験又は教育訓練の経験を有する者。（技能系）

エ 上記アからウまでに掲げる者と同等以上の技能、技術又は学識経験を有する者。

※ 上記エに該当する者の例としては、客観的な指標による採点が可能な職種（紙器・段ボール箱製造職種・工業包装職種等）について、国、都道府県、中央協会又は都道府県協会において、技能検定の実施の実務に 10 年以上従事した者であって、都道府県協会長が適切と認める者がある。

(4) 技能検定委員に係る留意点

技能検定委員に関する留意点をまとめましたので、技能検定委員として推薦する前に、候補者に了解をいただってください。なお、受検者の所属する企業の方は選任できません。

- ① 技能検定業務に係る秘密保持義務が課されていること。
- ② 原則として 1 回の実技試験で受検者数が 10 人未満の場合、技能検定委員は 1 人でも差し支えないものとするが、10 人以上の場合は、複数名とすること。
なお、複数名とした場合は、その中の 1 人を首席技能検定委員とすること。
- ③ 当該年度に行われる当該検定職種の技能検定試験は受検できないこと。
ただし、特級以外の技能検定委員であって、かつ、中央技能検定委員を兼任していない場合に限り、当該検定職種に係る特級の受検は認めることとする。
- ④ 技能検定委員は、当該検定職種（作業）の技能検定試験に先立って各種団体や事業所が実施する技能検定実技試験、学科試験に係る事前講習会や事前教育の講師とならないばかりか居合わせてもならないこと、及びこれらに係る教育関係資料の作成に一切関与しないこと。
- ⑤ 実技試験採点基準（検定秘）については、技能検定委員限りとし、試験開始から終了まで、他人の目に触れないように留意すること、また、実技試験採点基準等は、試験終了後必ず当協会職員等へ返却すること。

3 試験会場の準備と試験の実施

(1) 会場・設備、機器、採点器具等の準備、支給材料の調達

技能検定試験は、実技試験と学科試験を同一会場で同一日に実施します。

下記にご留意のうえ、試験実施の前日までに準備してください。

① 実技試験関係

ア 監理団体等は、一部の職種作業を除き実技試験実施要領及び実技試験問題に基づき、支給材料の調達、工具、試験台等の準備、機械設備の確保、確認、会場の設営等を行うこと。

イ 別表（P 14）の職種（作業）については、実技試験受検時に免許、特別教育が必要になりますので、試験当日に携帯していなければ受検できません。

※ 技能検定申請書を提出する際に写しを添付願います。

ウ 受検会場（P 4・P 5 参照）

〔基礎級〕

- ・ 構造物鉄工・機械検査・電子機器組立て・プリント配線板製造・婦人子供既製服縫製・紳士既製服製造・帆布製品製造・ワイシャツ製造・圧縮成形・射出成形・ブロー成形・大工工事作業 : 基本的に当協会の実施
- ・ 上記以外の作業 : 受入企業等

〔随時2級・3級〕

- ・ 溶融亜鉛めっき（随時3級）・機械検査・電子機器組立て・プリント配線板製造・婦人子供既製服縫製・紳士既製服製造・ワイシャツ製造・射出成形・コンクリート圧送工事（随時3級） : 基本的に当協会の実施
- ・ 大工工事・型枠工事 : 滋賀県立高等技術専門校 米原校（テクノカレッジ米原）
- ・ 構造物鉄工 : 滋賀県立高等技術専門校 米原校（テクノカレッジ米原）
草津校（テクノカレッジ草津）
- ・ 上記以外の作業 : 受入企業等

エ その他

- ・ 金属プレス作業を受検される場合で、金型を借用される場合は、日程調整時にその旨、連絡願います。（受検日の概ね1週間前から借用可能・3台有）

※ P 4 2 金属プレス作業用金型 貸出し要領に基づき、技能検定申請書と同時に借用願を提出願います。

- ・ 複数名受検される場合は、人数分の材料、工具、機械類の準備をお願いします。
- ・ 随時2級・3級の射出成形作業を受検される場合で、練習のために射出成形機を使用される場合（日精樹脂工業株式会社製のNEX80IV-12EG・2台・有料）は、その旨、連絡願います。

② 学科試験関係

- ・ 会場となる個室、会議室・受検者分の机、椅子・時計・ホワイトボード（黒板）・筆記用具（受検者用）

(別表) 技能検定試験において免許、特別教育等が必要な職種(作業)一覧
(随時2級・随時3級・基礎級)

No.	職種(作業)名	等級	該当内容	試験当日の対応
1	金属プレス加工 (金属プレス作業)	随時2級 随時3級	動力プレスの 金型取付け等	特別教育受講修了証等の確認 又は自己申告書への署名
2	鉄工 (構造物鉄工作業)	随時2級 随時3級	ガス溶接	ガス溶接作業主任者免許証、 ガス溶接技能講習修了証等 の資格証の確認
			アーク溶接	特別教育受講修了証等の確認 又は自己申告書への署名
3	工場板金 (機械板金作業)	随時2級 随時3級 基礎級	動力プレスの 金型取付け等	特別教育受講修了証等の確認 又は自己申告書への署名
4	電気機器組立て (変圧器組立て作業)	随時2級	ガス溶接	ガス溶接作業主任者免許証、 ガス溶接技能講習修了証等 の資格証等の確認
5	冷凍空気調和機器施工 (冷凍空気調和機器施工作業)	随時2級	ガス溶接	ガス溶接作業主任者免許証、 ガス溶接技能講習修了証等 の資格証等の確認
6	製本 (製本作業)	随時2級	動力プレスの シャーの刃部 取付け等	特別教育受講修了証等の確認 又は自己申告書への署名
7	とび (とび作業)	随時3級 基礎級	足場の組立て、 解体又は変更	特別教育受講修了証等の確認 又は自己申告書への署名
8	配管 (プラント配管作業) 〔配管用炭素鋼鋼管を選択 する場合〕※	随時2級	ガス溶接	ガス溶接作業主任者免許証、 ガス溶接技能講習修了証等 の資格証の確認
			アーク溶接	特別教育受講修了証等の確認 又は自己申告書への署名
9	内装仕上げ施工 (鋼製下地工事作業)	随時2級	研削といし(高 速といし)の取 替え等	特別教育受講修了証等の確認 又は自己申告書への署名
10	サッシ施工 (ビル用サッシ施工作業)	随時2級	アーク溶接	特別教育受講修了証等の確認 又は自己申告書への署名

(※) 配管(プラント配管作業)の課題については、「配管用炭素鋼鋼管」又は「水道用硬質ポリ塩化ビニル管」のいずれかにより実施することとされており、(水道用硬質ポリ塩化ビニル管を選択する場合には、資格証の確認や自己申告書への署名は必要ありません。)

(2) 実技試験の実施

実技試験は、「実技試験実施要領」及び「実技試験問題」に従って適正に実施してください。技能検定委員には、事前に資料を熟読の上、試験をご担当くださるよう依頼してください。

なお、試験用の設備材料等は「実技試験実施要領」及び「実技試験問題」で指定されているとおり準備してください。勝手な判断で別のもので代用することは禁止されています。

① 支給材料等

[基礎級]

- ・ 機械検査・電子機器組立て（電気はんだこて等使用工具：受入企業持参）・プリント配線板製造・婦人子供既製服縫製・紳士既製服製造・射出成形（計測器等（ノギス・マイクロメーター・ヤスリ等）含）：当協会準備
- ・ 上記以外の作業：受入企業準備
作業によって申し込みが必要な中央幹旋材料等（P 4 5 参照）があるので、早目に注文してください
例：基礎級：圧縮成形用成形品（一人 3 個）・ブロー成形用成形品（一人 3 個）

[随時 3 級]

- ・ 機械検査・電子機器組立て（電気はんだこて等使用工具：受入企業持参）・プリント配線板製造・射出成形（使用する成形機は日精樹脂工業株式会社製の N E X 8 0 I V - 1 2 E G）
- ・ 上記以外の作業：受入企業準備
※マシニングセンタ：疑似工具等は、企業でご準備ください。
※金属塗装・噴霧塗装：調色見本板の作成

② 作業試験開始前の留意点

原則として、技能検定試験の当日は、先に実技試験を行い、終了後に一斉に学科試験を行います。

当日、当協会職員等が試験会場に出向き、実技採点基準等を技能検定委員に手渡します。

技能検定委員は、検定秘の実技試験採点基準及び得点表、採点用紙は、試験開始から終了まで、内容が他人の目に触れないように留意していただきます。

また、実技試験に使用した採点基準等、全て（未使用分含む）を当協会職員等へ返却していただきます。

その他の留意事項は次のとおりです。

- ・ 技能検定委員は受検者の受付を行い、写真票により受検者を確認すること。
- ・ 技能検定委員は、試験実施に支障がないか試験会場を点検し、実技試験実施要領及び実技試験問題のとおり試験の準備が整っているか確認すること。
- ・ 技能検定委員は、受検者が一見して判断できるよう必ず名札を着用すること。
- ・ 技能検定委員は、注意事項を読み上げるなどし、試験実施上の必要な諸注意について受検者に説明すること、その後、受検者から質問等を受け付けること。
- ・ 試験は、すべて日本語で行うものとする。技能検定委員、当協会職員等以外は、試験会場に入室させてはならないこと、受検者に対しても、日本語以外での発言は禁止すること。

なお、実技試験においては、受入企業等の者が受検者に手を貸したり、話しかけたり、合図をしたりすることは不正行為となること。

③ 試験中及び終了後の留意点

- ア 採点は、当該職種（作業）の実技試験「採点基準」に基づき、技能検定委員が行うものとする。
- イ 作品の提出を受ける際には、受検番号や受検者氏名を確実に照合すること。
- ウ 技能検定委員は、成績を記入した得点表、採点用紙を点検し、署名押印の上、採点基準等全てを当協会職員等へ手渡しすること。

(3) 学科試験の実施

学科試験は、下記の要領で実施しますので、適正に試験が実施できるよう試験会場の手配をお願いします。

- ① 試験は当協会職員等が行います。
- ② 試験は、全て日本語で行います。
- ③ 受検者に対しても、日本語以外での発言は禁止します。
- ④ 試験中は、試験係員及び受検者以外の者（監理団体等の通訳者等含む）の学科試験会場（会議室等）への入室は認めません。
- ⑤ 原則として、実技試験終了後に行いますが、スケジュールの都合により学科試験から行う場合があります。

(4) 合格発表

- ① 滋賀県から送付される合格証書をもって合格発表とします。
※一部合格通知（実技・学科それぞれのみ）は当協会で作成し、監理団体等へ送付します。
- ② 実技試験、学科試験の一方又は両方の不合格者は、1回に限り再受検することができます。
なお、受検した試験が合格点に満たなかった場合は、再受検の日程調整のため、原則として試験日から1週間以内に監理団体等へ連絡します。
(試験実施日の翌週中に外国人技能実習機構の受検手続支援サイトに可否登録を行いますので、当協会等への電話での問い合わせはご遠慮願います)

(5) 支給材料費の請求

当協会の一部の職種・作業において、試験実施にかかる支給材料費を1月毎に取りまとめて監理団体等へお支払いしておりますので、請求用紙（P18）が届きましたら、内容を確認し、押印の上、当協会まで返送してください。

〔手続きの流れ〕

当協会	監理団体等
随時試験 ○月分支給材料費支払いのお知らせを送付（ 受検者数、請求金額は予めこちらで算定しております ）	
	職種、受検者数を確認 振込先口座、担当者等を記入 下部の請求書に団体名、代表者名を記入・押印し協会宛に送付
請求書(調査書)を受領し、指定口座に振込	

〔留意点〕

- ・ 随時試験とは、基礎級、随時3級および随時2級の技能検定を指します。
- ・ 対象は原則監理団体（または企業単独型の企業）となります。
- ・ 1ヶ月ごとにまとめてのお支払いとなります。職種ごとに決めた**単価に受検人数を乗じたもの**がお支払額となります。
- ・ 毎月、前の月に実技試験を実施した監理団体等にご案内しております。
受入企業側で費用負担されている場合は監理団体等からお渡すようお願いいたします。
- ・ 支給材料のない試験、当協会で支給材料を準備する試験の職種（作業）については支払い対象外（支払い額0円）としております。（電子機器組立て、射出成形等）
また、欠席者は支払の対象となりません。
- ・ 支払いを希望される監理団体等につきましては、必要事項を記入し、指定日までに返送いただきますようお願いいたします。指定日までに到着が確認できない場合は、希望なしとさせていただきますのでご注意ください。
- ・ 実施結果を基に、実施職種、人数、支払いをさせていただく金額を請求書欄に予め記入しております。誤りがある場合は直接ご連絡いただきますようお願いいたします。
- ・ お支払い方法は、銀行振り込みといたします。銀行振込手数料は当協会負担といたします。
- ・ 検定手数料の納付時に差額のみを納付することは認めません。

(別紙)

随時試験

月分 支給材料費支払いのお知らせ

2023/

様

技能検定基礎級、随時3級及び随時2級(以下、「随時試験」)の実技試験の実施にあたり、試験用支給材料をご用意いただいた職種については、その費用の一部を支払います。支払う金額は職種ごとに定めた単価×受検人数となります。

ご希望の場合は、下記内容および別紙をご確認いただき、お手続きをお願いいたします。

1. 必要な手続き

(1) 裏面の実施内訳をご確認ください。

件数の不足や人数に誤りがありましたらご連絡をお願いします。(欠席者は除いています。)

(2) 振込先および確認連絡先の必要事項をご記入ください。

複数企業宛に個別振込は対応いたしません。監理団体または1企業のみ振込先を記入してください。

(3) 本書類下部の請求書部分の必要事項をご記入ください。

請求者は監理団体としてください。団体名・代表者役職・氏名の記入、押印をお願いします。

(4) 本書類を郵送で返送してください。

なお、今月末日までに返送がなかった場合には、支払いの希望なしと判断いたしますのでご了承ください。

【送付、お問い合わせ先】

滋賀県職業能力開発協会
〒520-0865 滋賀県大津市南郷五丁目2-14
電話:077-533-0850 FAX:077-537-1351
メール:

切り取らないでください

随時試験 材料費請求書

令和5年 月 日

滋賀県職業能力開発協会 あて

監理団体名: 〇

代表者役職・氏名: _____ (印)

随時試験実技試験受検に係る材料費として下記のとおり請求します。

¥〇

振込先

金融機関名/店名	店
口座種別	1 普通 2 当座
口座番号	
口座名義	(フリガナ)

確認連絡先

担当者名 電話番号 FAX

裏面

貴団体が受検した随時試験 実技試験の実施内訳表

試験日	曜日	作業名	等級	受検者数(名)	1名あたりの単価	金額	受入企業名

※1 単価が0円は支払がない職種です。

※2 表は滋賀県職業能力開発協会に申請した受検者のみです。

※3 欠席者は除いています。

第3章 受検申請について

1 受検申請関係書類

試験実施日が決まりましたら、速やかに（試験実施日の30日前まで）受検申請書・~~技能検定実施計画書~~・履歴書（技能検定委員）・試験会場案内図等を作成の上、当協会へ送付してください。

※ 試験実施日の決定前に申請書等を提出されても受付いたしませんので、ご注意ください。

(1) 随時2級・随時3級の受検申請書類

随時級の技能検定試験の申し込みには、下記の書類が必要です。

① 随時2級・随時3級 技能検定 申請書（記載例P25参照）

② 随時2級申請の場合

随時3級技能検定合格証又は実技試験合格通知書の写し

③ 随時3級申請の場合

基礎級技能検定合格証の写し

④ 随時2級・随時3級 技能検定 写真票（記載例P28参照）

⑤ ~~随時2級・随時3級 技能検定実施計画書（記載例P33参照）~~ ※R5より不要

※ 1会場1作業につき1枚の作成が必要です。

⑥ 履歴書（一部の作業、新規技能検定委員のみ提出（記載例P35参照））

※ 1 必ず、「技能検定委員の推薦」（P11）をご参照の上、選任基準が確認できるよう記入（合格証の写し添付）してください。

※ 2 受検者が10名以上の場合は、原則2名以上必要です。

※ 3 過去に技能検定委員で選任された方も担当作業の等級が初めての場合は、改めて提出が必要です。

⑦ 試験会場案内図（記載例P37）

※ 会場は滋賀県内であれば、受検者所属事業所以外での実施も可能です。

会場（一部の作業を除く）及び技能検定委員（一部の作業を除く）は、監理団体等でご用意ください。

⑧ 受検手数料の振り込みが確認できる書類（振込用紙のコピー等・P20・2. (1) 注意要）

(2) 基礎級の受検申請書類

基礎級の技能検定試験の申し込みには、下記の書類が必要です。

① 基礎級 技能検定 申請書（記載例P25参照）

② 基礎級 技能検定 写真票（記載例P28参照）

③ ~~基礎級 技能検定実施計画書（記載例P33参照）~~ ※R5より不要

※ 1会場1作業につき1枚の作成が必要です。）

④ 試験会場案内図（記載例P37）

※ 会場は滋賀県内であれば、受検者所属事業所以外での実施も可能です。

会場（一部の作業を除く）は、監理団体等でご用意ください。

⑤ 受検手数料の振り込みが確認できる書類（振込用紙のコピー等・P20・2. (1) 注意要）

※ 金属プレス作業用金型を借用される場合は、借用願（P43）を提出願います。

※ 別表（P14）の職種（作業）については、実技試験受検時に免許、特別教育が必要になりますので、試験当日に携帯していなければなりません。なお、技能検定申請書を提出する際に写しを添付願います。

試験実施日が決まりましたら、速やかに（試験実施日の30日前まで）申請書類を完全にそろえて提出してください。

なお、不備等への対応のためにも、余裕を持って提出してください。

試験実施日の30日前までに申請書類の不備が修正されない場合は、試験日の予約を取り消す場合があります。

※どうしても送付できない理由がある場合は、必ず事前にご連絡ください。

※技能検定申請書等が提出された後、試験日の変更はできません。

受検申請区分について

技能検定の受検申請区分は下表のとおりです。

A区分は免除資格のない方による申請で、受検を希望される試験により、A甲、A乙、A丙に区分されます。

同じ実技試験受検希望の申請者でも、学科合格の後、再試験の申請は「C」区分、実技試験だけ受検を希望される場合（随時2級及び随時3級試験で実技試験だけ受検される場合等）は「A丙」の区分で申請することになります。

申請区分名	A甲	A乙	A丙	B	C	D
実技試験	○		○	免除	○	免除
学科試験	○	○		○	免除	免除
免除資格	なし			実技合格者	学科合格者等	実技学科合格者

※ ○はその試験を受検することを示す。

2 受検手数料の支払い

申請書提出時に、受検手数料の振込みも同時にお願いします。その際、手数料の送金の確認できるもの（振込用紙のコピー等）を添付してください。

受検手数料の支払いの確認がとれるまで申請の受付を行いませんので、必ず申請書類に添付してください。

お支払いいただきました受検手数料は、いかなる理由があっても返還できませんので、ご了解ください。（滋賀県公報 参照）

(1) 受検手数料

婦人子供既製服縫製・機械検査：（実技）15,100円（学科）3,100円

上記以外の作業：（実技）18,200円（学科）3,100円

※ 受検日が新年度になる場合は、4月1日以降になってから納付願います。

（例 試験実施日：令和5年4月10日→4月1日以降8日までに納付、なお、申請書等のみ令和5年3月10日までに送付願います）

(2) 振込銀行口座

関西みらい銀行 南郷支店 普通預金 327102

滋賀県職業能力開発協会

（シガケンシヨクギョウノウリョクカイハツキョウカイ）

※ 振込手数料は、監理団体等で負担ください。

(3) その他

受検手数料に改定があった場合は、下記のとおり、納付額が変わりますので注意願います。

例 2019年10月1日受検手数料改定の場合

- ・ 申請書提出日及び入金日の両方が9月30日までの場合 : 旧料金
- ・ 申請書提出日及び入金日のどちらか一方又は両方が10月1日以降の場合 : 新料金

3 受検申請関係書類記載例

- ・ 技能検定 申請書 (P 2 5)
- ・ 技能検定 写真票 (P 2 8)
- ・ 試験日程調整用紙 (P 3 0・P 3 1)
- ・ ~~技能検定実施計画書 (P 3 3)~~ ※R5 より不要
- ・ 履歴書 (P 3 5)
- ・ 技能検定試験会場案内図 (P 3 7)

4 技能検定申請書等の入力または記入時の注意点

技能検定申請書等につきましては、ダウンロードの上、入力し、印刷して提出してください。

なお、入力または手書きされる場合は下記の点に注意してください。

- ① 本人署名の氏名欄は、本人が署名した場合は押印の必要はありません。
- ② ①以外の項目については、代理の者の記入も可とする。
※ 記入にあたって訂正の必要な場合は二重線で抹消して、見え消しで訂正すること。(修正ペンもしくは修正テープで修正されますと受付できません。)
- ③ 氏名は、パスポート(写)の氏名(アルファベット)と必ず一致すること。
- ④ フリガナはカタカナで記入してください。
なお、申請書に、パスポート(写)を貼付し、顔写真が鮮明であるか(顔写真が黒くて見えな
い場合があります)確認をお願いします。
- ⑤ 日付(申請日・撮影日(申請前3か月以内に撮影))は、必ず入力または手書き願います。
- ⑥ 手書きされる場合は、消しゴムで消えるボールペンは使用しないで下さい。
※ 受検票は、申請書及び受検手数料を受領した後に監理団体等へ送付いたします。
※ 受検申請書に訂正があった場合、試験日当日に修正を依頼しますので、監理団体又は受入企業の担当者が訂正願います。

5 書類記入チェックシート

1 技能検定 申請書	
①	※印の欄以外に、記入漏れはありませんか？
②	本人の署名がありますか？
③	職種・作業名は記入されていますか？
④	氏名・フリガナは記入されていますか？（パスポート要確認）
⑤	生年月日・性別・国籍は記入されていますか？（パスポート要確認）
⑥	現住所は記入されていますか？
⑦	実習機関は記入されていますか？（受入企業の住所は滋賀県内）
⑧	合格事項が正確に記入されていますか？
⑨	監理団体名は記入されていますか？
⑩	入国年月日は記入されていますか？
⑪	パスポートの写しは、添付欄に貼り付けてありますか？
⑫	上記の写しは、文字や顔写真が判別できる状態ですか？
⑬	試験の免除・受検区分欄は記入されていますか？
⑭	写真票に記入漏れはありませんか？（撮影年月日・作成前3か月以内に撮影）
⑮	写真票に写真が貼ってありますか？
2 推薦書・履歴書（技能検定委員推薦の場合）	
①	技能検定の合格証・指導員免許の写しは添付しましたか？（お持ちの場合）
②	実務経験年数は事務要領 P11 の選任基準を満たしていますか？
3 試験会場案内図	
①	実施計画書に記載の会場、住所と同じですか？
②	問い合わせ先電話、交通案内欄を記入されていますか？
4 受検料の振込みが確認できる書類	
①	振込用紙の写し等は添付しましたか？（振込金額の内訳記入）
5 技能検定合格等を確認できる書類	
①	随時2級は随時3級の合格証の写し又は実技試験合格証の写しを添付しましたか？
②	随時3級は基礎級の合格証の写しを添付しましたか？
③	一部の職種・作業に必要な特別教育修了証等の写しを添付しましたか？

第4章 その他関連情報

1 よくある質問

Q 1 試験準備のための参考書や問題集はありませんか。

A 1 P 2 4、2. 過去問題等の提供（1）コピーサービスを利用ください。（問題集は発行されて
おりません）

Q 2 試験会場はどこでもよいのですか。

A 2 所在地が滋賀県内で、受検を希望される試験の実技試験実施要領等で定める基準を満たして
いることが必要です。

この条件を満たしていれば受入企業以外の場所でも可能です。

Q 3 試験日の予約はどのようにするのですか。

A 3 監理団体等が、外国人技能実習機構（以下、機構）へ受検情報を登録された後、機構によりそ
の情報が承認されると、その情報が閲覧可能となります。当協会がその情報を取得し、**外国人技
能実習機構に登録された試験希望月の3か月前**になりましたら、当協会から受検手続きについ
て案内しますので、試験日程調整用紙により試験希望日をお知らせください（試験希望日の概ね
2カ月前に提出）。滋賀県では、随時3級の試験日予約が大変込み合っていますので、希望の試
験日予約ができない場合があります、在留期限ぎりぎりになる場合があります。

Q 4 試験会場及び技能検定委員は誰が手配するのですか。

A 4 一部作業を除き、受検者側（監理団体等）で探していただきます。

技能検定委員の選任基準については、P 1 1を参照ください。

Q 5 技能検定委員は退職者でも可能ですか。

A 5 はい。退職者であれば、受入企業に勤務されていた方でも結構です。ただし、退職後、嘱託
等で勤務されている方は選任出来ません。

Q 6 申請書類はいつまでに提出するのですか。

A 6 試験実施日の1か月前までに、提出してください。なお、その他提出書類はP 1 9を参照くだ
さい。

Q 7 試験材料等はどこで入手すればよいのですか。

A 7 一部作業には試験材料を販売する団体があります。P 4 5を参照ください。

記載がない場合は、監理団体等で調達していただきます。

Q 8 金属プレス作業の金型の予約はどうすればよいのですか。

A 8 試験日程を調整する際に、金型の借用申込みをしてください。また、受検申請書を提出する際
に借用願（P 4 3）を提出ください。

Q 9 学科試験は誰が担当するのですか。

A 9 当協会の職員等です。試験日当日は、実技試験の開始から立ち会います。

Q 10 試験開始時間は変更できますか。

A 10 基礎級は、原則として午前9時30分又は午後1時30分としています。また、随時2級、3
級は、原則として午前9時00分又は午後1時00分としています。ただし、受検人数が多い等
の特殊理由がある場合には考慮させていただきます。

当協会へ電話で相談ください。

Q 11 試験日を変更することができますか。

A 11 一度予約された試験日は、基本的に受入企業、受検者、監理団体等の都合で変更することはで
きません。

Q12 試験当日に病気等でどうしても出席できない場合、受検手数料は返してもらえますか。

A12 お支払いいただきました受検手数料は、理由の如何を問わず返還することはできません。

Q13 他府県の企業（支店等含む）で受け入れている実習生の試験を滋賀県で受検することはできますか。

A13 滋賀県では、基礎級・随時2級・随時3級の試験が大変混み合っており、他府県の企業（支店等含む）で受け入れられている実習生の試験については、実施していません。

2 過去問題等の提供

(1) コピーサービス

中央職業能力開発協会が公開している過去の実技試験問題及び学科試験問題の交付申請があれば、1部500円（令和2年11月2日以降申請書到着分から）で郵送等を行っています。

① 技能検定試験問題等コピー依頼書（P39）

上記、依頼書を当協会のホームページからダウンロードし、必要な級・職種・作業名・実技・学科に○を記入の上、持参又はFAXしてください。

② 現金と引き換えに手渡し、又は郵送の場合、請求書を同封しますので、振込または現金書留でお支払いください。

(2) ホームページ上での閲覧

公開されている問題は中央職業能力開発協会のホームページで閲覧できます。（印刷不可）

[中央職業能力開発協会ホームページ](#) — [技能検定](#) — [技能検定試験問題公開サイト](#)

— [〇〇〇〇年度随時技能検定実技試験問題](#)

— [公開用随時技能検定学科試験問題](#)